

砂川市から道内の市町村に転出される方へ
(選挙についてのお知らせ)

北海道知事・北海道議会議員選挙
【投票日 平成31年4月7日】

あなたが新住所地へ転入されてから3ヶ月を経過しておらず、砂川市の選挙人名簿に登録されている場合、以下の3通りの方法で砂川市で選挙をおこなうことができます。

①投票日当日に直接砂川市の投票所で投票する。

- 投票時間 午前7時 ～ 午後8時まで
- 投票場所 砂川市の選挙人名簿に登録されている住所の投票所

②投票日前に砂川市選挙管理委員会事務局で「期日前投票」の制度を利用し投票する。

- 投票期間 北海道知事選挙 3月22日(金) ～ 4月6日(土)
北海道議会議員選挙 3月30日(土) ～ 4月6日(土)
- 投票時間 午前8時30分 ～ 午後8時まで
- 投票場所 砂川市役所 1階会議室

③転出先の市町村にある選挙管理委員会で「不在者投票」の制度を利用し投票する。

- 投票期間 北海道知事選挙 3月22日(金)～4月6日(土)
北海道議会議員選挙 3月30日(土)～4月6日(土)
- 投票場所及び時間 転出先の市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

なお、いずれの方法で投票する場合でも、市町村で発行している「引き続き道内に住所を有する旨の証明書」の提示、または引き続き道内に住所を有することについての確認を受けることが必要となります。上記の証明書については市区町村の戸籍担当に申し出をすることで無料で発行されますので、お問い合わせください。

砂川市長・砂川市議会議員選挙
【投票日 平成31年4月21日】

砂川市長及び砂川市議会議員選挙について、投票日前日の4月20日までに市外へ転出される方は投票することはできません。